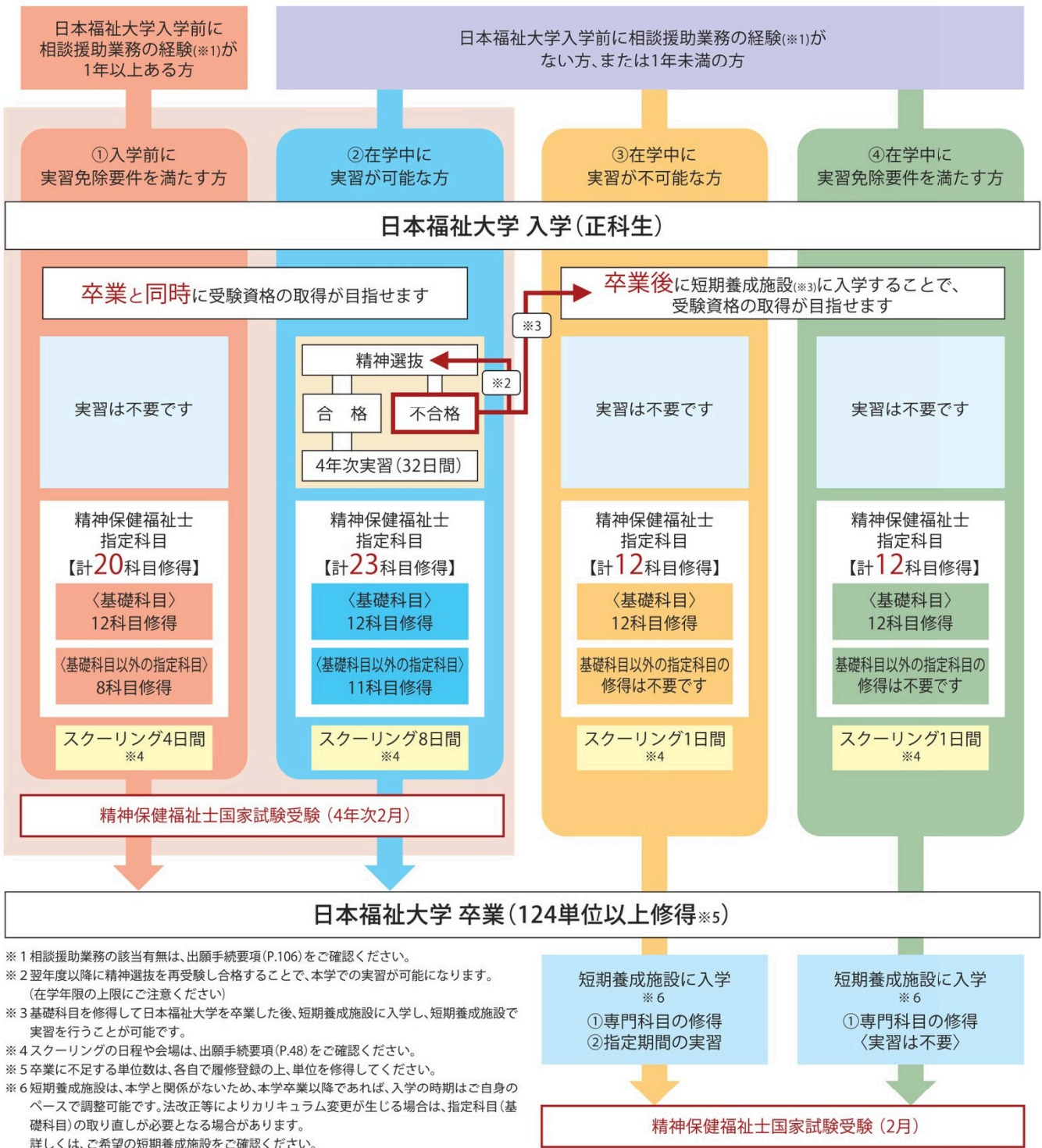


精神保健福祉士を目指すルート



※1 相談援助業務の該当有無は、出願手続要項(P.106)をご確認ください。
 ※2 翌年度以降に精神選抜を再受験し合格することで、本学での実習が可能になります。(在学年限の上限にご注意ください)
 ※3 基礎科目を修得して日本福祉大学を卒業した後、短期養成施設に入学し、短期養成施設で実習を行うことが可能です。
 ※4 スクーリングの日程や会場は、出願手続要項(P.48)をご確認ください。
 ※5 卒業に不足する単位数は、各自で履修登録の上、単位を修得してください。
 ※6 短期養成施設は、本学と関係がないため、本学卒業以降であれば、入学の時期はご自身のペースで調整可能です。法改正等によりカリキュラム変更が生じる場合は、指定科目(基礎科目)の取り直しが必要となる場合があります。詳しくは、ご希望の短期養成施設をご確認ください。

「科目等履修生」で精神保健福祉士指定科目の単位の一部を先取りすることが可能です

「働きながら国家試験受験資格取得を目指すのか心配」な方や「学習が続けられるのか不安」という方は、まずは科目等履修生として1年間入学し、1科目から学習を始めることが可能です。

この場合、修得した単位は、正科生として入学する際に、既修得単位として認定されます(入学年次ごとに単位認定できる上限があります。詳しくは出願手続要項(P.26)をご確認ください)。

科目等履修生として先に「精神健康福祉士指定科目」の単位を修得することで、後に正科生として入学した際に修得しなければならない「精神健康福祉士指定科目」の単位数が減り、通常より余裕を持って学習を進めることが可能になります。